

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城 千秋

担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
早速ですが、沖縄県医師会経由で沖縄県から「新型コロナウイルス関連の通知」が届きましたので
情報提供致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） TEL 098-868-7579

保 地 第 68 号
令和2年4月9日

一般社団法人 沖縄県医師会 会長 殿

沖縄県地域保健課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対する県の行政検査対応について（依頼）

平素より、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

県では、各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、新型コロナウイルスの感染を疑う県民からの相談を受けた際に、疑い例を「帰国者・接触者外来」及び協力医療機関へ確実に受診させるよう調整を行っているところです。

これまでに開催された県の専門家会議での意見を参考に、新型コロナウイルス感染症における県の「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安及びPCR検査の対象を別添のとおりとしますので、お知らせ致します。

本県では4月に入り毎日患者が確認されている状況で、「帰国者・接触者外来」及び協力医療機関における医療提供の負担が増加している状況にあります。新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（添付資料、患者との濃厚接触歴がなく健常者4日以上発熱等、高齢者の2日程度の発熱等）に該当するが、検査の対象には該当しない方からの「帰国者・接触者相談センター」への相談については、これまで同様、一般の医療機関（かかりつけ医）に相談・受診していただくこととしますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、今後状況の変化により対応が変化していく可能性がありますことをご承知ください。

記

1. 添付資料

- 1) 医療機関向け「新型コロナウイルス感染症に対する行政検査について」
- 2) 新型コロナウイルス感染症のPCR検査の対象
「新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の受診の流れ（沖縄県）」
- 3) 県民向け「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安
「感染したかと思ったら」

沖縄県保健医療部地域保健課
結核感染症班 担当：岡野、久高
TEL：098-866-2215
FAX：098-866-2241

医療機関の皆様へ

令和2年4月9日
沖縄県地域保健課

新型コロナウイルス感染症に対する行政検査について

本県では県内医療機関で診察した新型コロナウイルス感染症疑い例について、一定の要件を満たした場合のみ、行政検査を実施することとします。また、疑い例（感染を疑う要件）に該当する患者以外は、原則として一般の医療機関で診ていただく方針としておりますので、医療機関の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

※検査対象の要件は、発生状況を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

※疑い例の検査に関するご相談は、医療機関の所在地を所管する保健所へ連絡くださいますようお願い申し上げます。保健所へ相談を行う場合は、感染症担当に直接電話で連絡をお願いします。夜間（17：15～翌8：30）については、緊急の場合（疑似症や確定例に該当し、入院勧告や就業制限が必要になる等）を除き、原則翌朝（8：30以降）に連絡をお願いします。緊急性がある場合には、随時、保健所に相談してください。

1. 発熱又は呼吸器症状を訴える患者への確認と検査対象者について

- ・ 発熱又は呼吸器症状を訴える患者へは、受付やトリアージの段階で咳エチケットの指導やマスク着用を促し、以下ア～エに該当するか確認をお願いします。

ア) 発熱、咳嗽など疑われる症状を4日以上認める患者のうち、以下に該当する者。

- 1) 重症化するリスクのある者（※下記参照）
- 2) 妊婦
- 3) 医療もしくは介護従事者
- 4) 2週間以内に流行地域への渡航歴がある者

イ) 確定患者の濃厚接触者に発熱、咳嗽など疑われる症状を認めるとき。

ウ) 周囲に同様の症状を有する者が複数認められ、集団発生が疑われるとき。

エ) 胸部レントゲン写真またはCT検査で疑われる肺炎像を認める患者のうち、その原因が明らかでない者。

※重症化するリスク

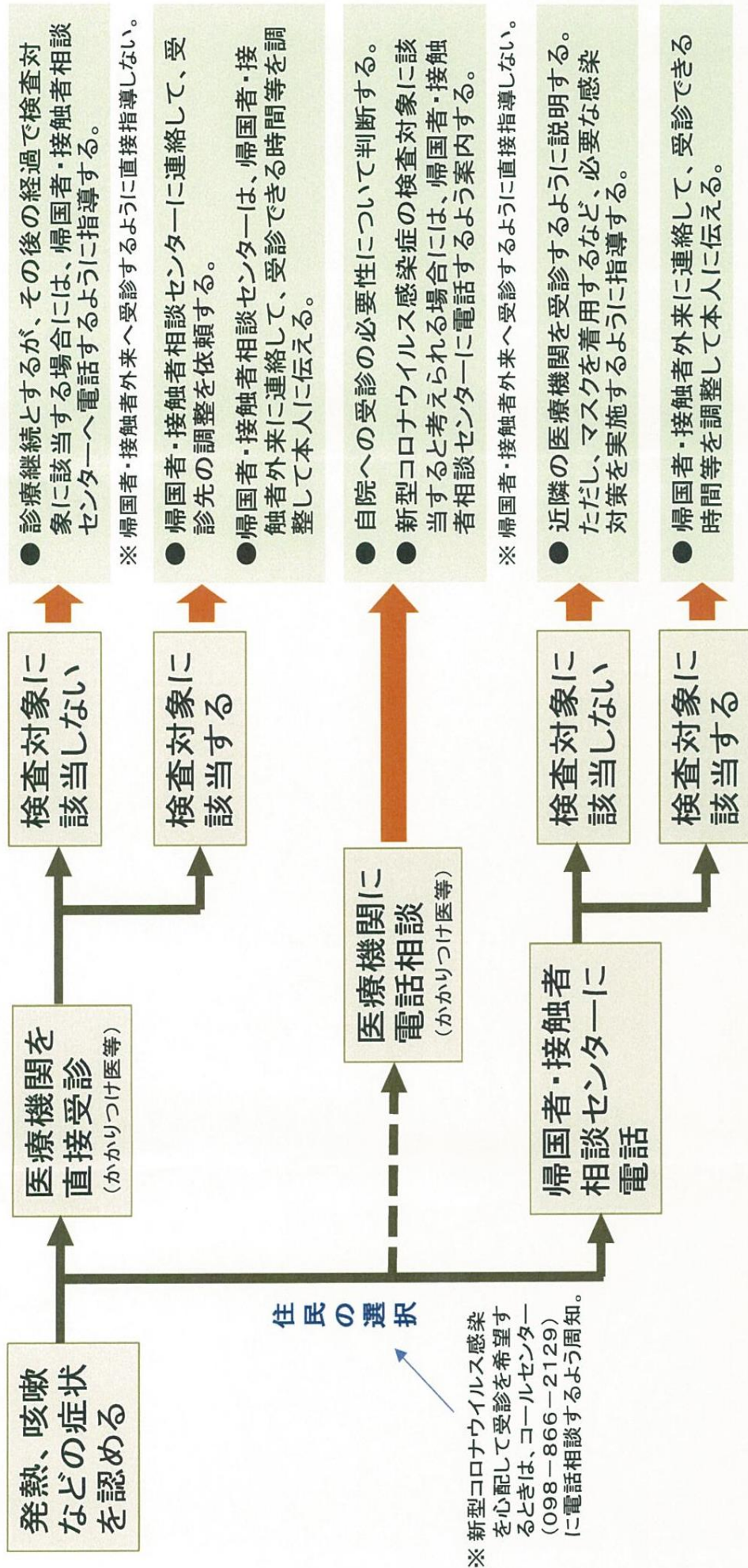
- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある
- ・ 透析を受けている
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている

- ・ 患者が上記ア～エに該当する場合には、まずインフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行ってください。検査の結果、原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行ってください。ただし、担当医により新型コロナウイルス感染症の検査も必要と判断された際は、他の検査結果が判明しているかどうかに関わらず、当該検査実施について保健所に相談してください。
- ・ 患者が上記ア～エに該当し微生物学的な検査で原因微生物が特定されない場合は、新型コロナウイルス感染症の検査実施について保健所に相談してください。
- ・ 相談については従来どおり所轄の保健所へ電話連絡の上、必要に応じてFAXで検査票（別記様式）の送信をお願いします。休日、夜間（17：15～翌8：30）についても同様です。
- ・ 感染症担当者から患者情報を確認させて頂き、行政検査を実施するかどうか、いただいた患者情報をもとに保健所内にて検討を行った上で回答します。行政検査を実施せずに経過観察の対象と判断することもあります。その際は患者に咳エチケットや手指衛生等の必要な療養上の指導をお願いします。

2. 行政検査について

- ・ 休日夜間の行政検査の受付及び検査は、緊急性があると想定される場合のみ実施します。
- ・ 現行の病原体検査(PCR)では「下気道由来検体（喀痰もしくは気管吸引液）」「鼻咽頭ぬぐい液」を検査します。下気道にウイルス量が多いことが報告されていますので、なるべく喀痰などの下気道由来検体の採取をお願いします。痰が出ないなど、下気道由来検体の採取が難しい場合は咽頭ぬぐい液のみで構いません。
- ・ 「血清」「便」「全血」「尿」を採取する必要はありません。
- ・ 検体の採取時期、量、採取時の留意点については、国立感染症研究所作成の「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（2020/03/31更新版）」を参考にしてください。
- ・ 検体は保健所が受け取りに伺うまで各医療機関にて保存してください。検体採取後48時間以内に検査を実施できる場合は冷蔵での保存を、48時間を越える場合は-80℃（ディープフリーザー）での保存をお願いします（ディープフリーザーが無い場合は、冷凍庫にて凍結保存）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われた際には、検査診断の結果を待たず、咳エチケットや手指衛生、不要不急な外出を自粛する等の療養上の指導や感染拡大防止に必要な院内感染対策の徹底を引き続きお願いします。

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の受診の流れ（沖縄県）



新型コロナウイルス感染症のPCR検査の対象（2020年4月8日時点）

- 発熱、咳嗽など疑われる症状を4日以上認める患者のうち、以下に該当する者。
 - 1) 重症化するリスクのある者、2) 妊婦、3) 医療もしくは介護従事者、4) 2週間以内に流行地域への渡航歴がある者
- 確定患者の濃厚接触者に発熱、咳嗽など疑われる症状を認めるとき。
- 周囲に同様の症状を有する者が複数認められ、集団発生が疑われるとき。
- 胸部レントゲン写真またはCT検査で疑われる肺炎像を認める患者のうち、その原因が明らかでない者。

体調不良を感じ「新型コロナに感染したかも」と思ったら

まず相談・受診の前に心がけていただきたいこと

1. 学校や会社を休み、外出を控えてください 2. 毎日、体温を測定して記録してください

ご自身の症状などから「Yes」「No」を選んでお進みください



新型コロナウイルス感染症
患者との濃厚接触歴^(注)がある

Yes

すみやかに
最寄りの保健所へ
ご連絡ください



No

(注)「濃厚接触」とは、発病した日以降の患者との以下の1.2.3のいずれかにあてはまる接触行為のこと

1. 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内など）があった
2. 適切な感染防護なしに患者を診察・看護・介護した
3. 患者のたんやつばなどに直接触れた可能性が高い

以下のア、イのいずれかの症状がある

ア. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が**4日以上**※続く
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同じ)

イ. 発熱はなくても、強いだるさや息苦しさがある



※以下のA～Eのいずれかにあてはまる方は、重症化を避けるため、アの「**4日以上**」を「**2日程度**」と読み替えてご判断ください

- A. 高齢者 B. 糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある
C. 透析を受けている D. 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている E. 妊婦

Yes

No

最寄りの保健所へ
ご連絡ください
(県外滞在歴が
ある場合は申告
してください)



発熱やせきの他、何らかの症状がある方は
自宅で安静にされて様子をみるか、お近く
の医療機関（かかりつけ医）に相談・受診
してください。または下記の相談窓口（コ
ールセンター）にご相談ください



TEL: 098-866-2129

感染が疑われる場合は、医療機関を受診する前に、まずは最寄りの保健所に電話連絡してください。保健所は相談を受けて、疑わしい患者を診療体制の整った医療機関に確実につなぐよう、受診していただく医療機関を案内します。場合によっては、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう案内することもあります。

保健所（帰国者・接触者相談センター）連絡先

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 北部保健所 0980-52-5219 | 宮古保健所 0980-73-5074 |
| 中部保健所 098-938-9701 | 八重山保健所 0980-82-4891 |
| 南部保健所 098-889-6591 | 那覇市保健所 098-853-7962/098-853-7971 |

電話医療通訳サービス（保健所連絡専用：英語・中国語・韓国語）03-6636-4816